外　用　薬

品名	規格単位	薬価
		円
（ヘ）		
ベピオゲル2.5%	2.5% 1 g	120.90
（ホ）		
ロゼックスゲル0.75%	0.75% 1 g	101.40

○厚生労働省告示第三十三号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表1の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正し、平成二十七年二月二十四日から適用する。

平成二十七年二月二十三日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

表の1413及び1414の項中

なし	ウステキヌマブ，インフリキシマブ，アダリムマブなし

を

なし	ウステキヌマブ，ブ，インフリキシリムマブなし

セクキヌママブ，アダ

に改める。

○厚生労働省告示第三十四号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年二月二十四日から適用する。

平成二十七年二月二十三日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表一の1の項中「昭和35年法律第145号」の下に「。以下「医薬品医療機器等法」という。」を加え、同表の16の項を次のように改める。

パクリタキセル（旧薬事法第14条第９項の規定による承認事項の一部変更の承認申請であって、申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして薬事・食品衛生審議会が平成24年９月６日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果に係るものに限る。）	全ての診断群分類番号
	040040xx97x3xx
	040040xx97x4xx
	040040xx9903xx
	040040xx9904xx
	040040xx9913xx
	040040xx9914xx
16	06007xxx0104xx
パクリタキセル（アルブミン懸濁型）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成25年２月21日に、旧薬事法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたもの及び平成26年12月18日に、医薬品医療機器等法第14条第９項（医薬品医療機器等法第19条の２第５項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	06007xxx0114xx
	06007xxx97x3xx
	06007xxx97x40x
	06007xxx97x41x
	06007xxx99x3xx
	06007xxx99x40x
	06007xxx99x41x
	060020xx01x4xx
	060020xx03x4xx
	060020xx97x4xx
	060020xx99x40x
	060020xx99x41x

別紙一の21の項中「及び」の下に「同年」を加え、同表の31の項を次のように改める。

31	020180xx97x0x0
アフリベルセプト（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成25年11月22日、平成26年９月19日及び同年11月18日に、旧薬事法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	020180xx97x0x1
	020180xx97x1x0
	020180xx97x1x1
	020180xx99xxxx
	020210xx01xxxx
	020210xx97xxxx
	020210xx99xxxx
	020350xx97xxxx
	020350xx99xxxx
	100060xxxxxxxx
	100070xxxxxxxx
	100080xxxxxx0x
	100080xxxxxx1x